

外部労働組合等による当社に対する抗議活動について

一昨年より、当社本社、東京本社をはじめとする当社関連施設および取引先などの関連施設や駅周辺において、外部労働組合およびこれを支援する団体等（以下、抗議団体）による抗議活動が行われております。

当社に起因するこのような活動により、関係各位にご迷惑をおかけしていることについて、深くお詫び申し上げます。

抗議団体の主張は、2022年10月に火災により焼失し解散した、当社の韓国の子会社である韓国オプティカルハイテック社の元従業員7名を、同国の別の子会社である韓国日東オプティカル社で雇用せよというものです。

当社は、韓国オプティカルハイテック社の解散に際し、韓国法に則り、当地の行政に相談しながら、当時の従業員にも説明の機会を設け、退職金の割増や再就職支援などの配慮をしたうえで、手続を進めてまいりました。その結果、当時208人おられた従業員のうち191の方が退職され、最後まで応じなかった17人やむを得ず解雇しました（その後、17人のうち10人もその後翻意され、同様の対応により退職されました。）。

現在、残る7人の元従業員が、同国の外部労働組合とともに抗議活動を続けております。

元従業員と外部労働組合および支援者は、韓国オプティカルハイテック社の敷地や焼け残った建物を占拠するなどして、建物の撤去など会社清算の手続を妨害しております。

これに対して当社側は、撤去妨害の禁止を求めて裁判所に申し立て、認められておりますが彼らはそれに応じておりません。

また、元従業員等が、解雇の無効などを求めて労働局に申し立てましたが、地方・中央労働局で申立が却下されております（この決定を不服として裁判所に提訴し、現在裁判手続中。）。これら労働局における手続においても、韓国オプティカルハイテック社と韓国日東オプティカル社はまったく別の会社であり、雇用を承継しないことについての正当性を認められております。

一方、元従業員等と同国の外部労働組合および日本の支援団体は、「韓国オプティカルハイテック労組を支援する会」を結成し、日本においても抗議活動を行っております。

抗議活動は、当社の事務所や工場、最寄り駅周辺の街宣活動にとどまらず、関係会社や取引先の事務所、営業所などにも訪れ、幟や横断幕を掲げながら大声で主張を叫ぶというものです。このような行為は、抗議団体が主張する労働運動の範囲を超えており、無関係の第三者に対しても迷惑をかけ畏怖を感じさせるものであり、許容範囲を超えるものです。

当社といたしましては、本件は韓国における問題であり韓国内で解決するべきであることや、上述のとおり、韓国および日本の裁判上の手続において当社の主張が認められており、一部は裁判上の手続が進行中であって、これら裁判手続を尊重する見地からも、裁判上の手続以外の場で何らかの交渉や合意、妥協をすることはありません。

関係各位には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。